

熱海市農業委員会

令和5年4月総会 議事録

1. 日 時	令和5年4月25日（火） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第3庁舎 第1・2会議室
3. 出 席 者	出席委員 西島 健介 塩谷 昇二 田中 公一 古屋 亙 山田 秀明 小松 久峰 蒔田 廣康 川口 哲章 出席推進委員 杉崎 保 小松 力 秋山 和利 窪田 隆一 欠席委員 新留 奈美 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地法3条の規定による許可申請について 2. 農地法3条の規定による許可申請について 3. 農地法3条の規定による許可申請について 4. 農地法3条の規定による許可申請について 5. 非農地証明申請について 6. 非農地証明申請について 7. 非農地証明申請について 8. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時30分
西島 健介議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事は、3条申請が4件、非農地証明申請が3件の合計7件です。議事録署名人は、8番の川口哲章さんと1番の塩谷昇二さんです。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条申請についてです。 土地の所在等は、泉元宮上分 で、地目が台帳畑・現況畑です。面積が9,177㎡の内2,000㎡です。契約の内容は賃借権の設定3年で、譲受人が所有する農地はなしです。譲受人が所有する機械の状況は草刈り機1台、耕運機は購入予定となっていますが調査日にはもう購入済みでした。作付作物は菊芋・カブ・ビーツで、面積はそれぞれ800㎡・600㎡・600㎡です。農作業に従事する者は、45歳男性で会社役員、農作業経験ありで年間農作業従事日数は260日で臨時雇用労働力はなしです。備考として研修修了後、世帯員とともに農業を行っている。地産地消にこだわり近隣地域の飲食店・旅館・ホテルへの直販を考えている。将来的には6次産業化や農業体験の実施なども行う予定。住所地からは、徒歩5分です。こちらについて審議を

	お願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、塩谷昇二さんお願いします。
塩谷 昇二委員	申請農地の区分は２種で農振の区分は地域内農用地、宅造規制はあり、風致は第２種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法第３条申請となっております。審議をお願いいたします。
西島 健介議長	賃借権が３年になっているけど。
事務局	申請者には、熱海市では柑橘だと１０年、野菜だと５年ぐらいの設定が多いという話はしましたが、当人同士の話し合いで３年ということで申請がありました。
西島 健介議長	契約書は。
事務局	申請許可後に契約するということでしたので、契約したらコピーをもらうことになっています。
西島 健介議長	ご質問・ご意見がなければ問題ないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	続きまして議案第２号に入らせていただきます。下多賀の農地法３条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第２号、農地法３条の規定による許可申請についてです。 土地の所在等は、 下多賀で、地目が台帳畑・現況畑です。面積は１８８㎡です。 契約の内容は所有権移転で、譲受人が所有する農地はありで３，６０６㎡です。譲受人が所有する機械の状況は草刈り機２台、動力噴霧器１台、軽トラ１台です。作付作物は柑橘類で、作付面積が１８８㎡です。農作業に従事する者は、８１歳男性で無職、農作業経験ありで年間農作業従事日数は１００日で臨時雇用労働力はなしです。備考として申請者は兄弟で、ずっと農地の管理をしている譲受人に集積し次世代に繋いでいくということです。住所地からは、車で５分です。こちらについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、小松久峰さんお願いします。
小松 久峰委員	申請農地の区分は２種で農振の区分は地域内白地、宅造規制はあり、風致は第２種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法３条の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。

西島 健介議長

特に問題ないと思いますけどご承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

議案第3号に入らせていただきます。下多賀の農地法3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在は、伊豆山 で、地目が台帳田・現況畑、面積が681㎡です。契約の内容は所有権移転で、譲受人が所有する農地はなし、譲受人が所有する機械の状況は草刈り機1台です。作付作物は柑橘類・野菜で、作付面積がそれぞれ591㎡・90㎡です。農作業に従事する者は 47歳男性で自営業、農作業経験ありで年間農作業従事日数は200日で臨時雇用労働力はなしです。備考として世帯員も年間農作業従事日数100日予定で、自国での農作業経験ありで、農家出身ということです。自国に家庭菜園レベルで農地を持っていたということです。譲受人は2ha、世帯員が800㎡所有していたそうです。申請地横の宅地はもう所有しているそうです。住所地からは、車で30分です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、田中さんお願いします。

田中 公一委員

農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制はなし、風致地区は無指定で用途区分は第2種中高層住居専用地域で、申請内容は農地法3条の規定による許可申請です。以上審議をお願いいたします。

秋山和利推進委員

譲受人の国籍は日本ではないの。

事務局

国籍は聞いてないですが、日本人ではないが熱海市で住宅を購入して住んでいる方が農地を買って農業を行うことは問題ないということで県には確認しました。

西島 健介議長

問題ないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして議案第4号に入らせていただきます。泉元門川分の農地法3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在は、泉元門川分 で
す。地目が全て台帳・現況畑で面積が783㎡・178㎡・224㎡・152㎡・1.32㎡で合計1,338.32㎡です。契約の内容は所有権移転で、譲受人が

	所有する農地はありで2, 429㎡です。申請地の隣の農地で前に3条申請の許可を受けたところです。譲受人が所有する機械の状況は草刈り機3台・動力噴霧器1台です。作付作物は柑橘類で、作付面積が1, 338.32㎡です。農作業に従事する者は62歳男性で自営業、農作業経験ありで年間農作業従事日数は100日で臨時雇用労働力はなしです。備考として申請地隣の農地で家族と20年農業を行っているということです。住所地からは、車で50分です。こちらについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、塩谷さんお願いします。
塩谷 昇二委員	農地区分は2種で農振区分は地域内農用地と白地です。宅造規制はあり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き地区で、農地法第3条の規定による許可申請です。以上審議をお願いいたします。
西島 健介議長	説明にもありましたが、譲受人は隣の農地を3条申請で取得している方です。特に問題ないので承認ということによろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	続きまして議案第5号に入らせていただきます。泉元宮下分の非農地証明申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、非農地証明申請についてです。 土地の所在は泉元宮下分、地目が登記畑・現況原野です。面積は2, 747㎡です。耕作以外に供した年月日は2003年ごろで、耕作以外の目的に供した理由は、前耕作者が耕作をやめ、耕作放棄地となった状態で相続したためということです。手続きをしなかった理由が農地法に詳しくなかったためということです。こちらについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、塩谷さんお願いします。
塩谷 昇二委員	農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制はあり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き地区で、申請内容は非農地証明申請です。以上審議をお願いいたします。
西島 健介議長	事務局からの説明ではキャンプ場にするということです。地図で見て申請地の上隣と道を挟んだ左側が申請予定ですが、右側は畑に戻せるということで非農地申請の許可は難しいというので、5条申請でということになると思います。
事務局	申請者に右側の農地の非農地は難しいですと伝えたところ、そこは諦めますということでした。草が伸びてくると困るので草刈はしていいですかといわれましたが、所有者と話をしてくださいと回答をしました。はっきりした計画はわかりませんが聞いた中では、土地はいじらないで、建物も立てない、水道も引かない、トイレ

は建築現場に置いてあるようなトイレを使うということでした。申請地に接した農道は軽トラがギリギリ通れるような農道ですので、トイレを乗せたクレーン付きのトラックも入れないと思います。建物を建てないで、水道も引かないので農道は申請がいらないということになります。そのほかの法令に関してはまちづくり課と協議している状態です。諦めるといった農地の下側も非農地を出すといっていました。

西島 健介議長

非農地証明申請としては問題ないということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして議案第6号に入らせていただきます。伊豆山の非農地証明申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明申請についてです。

土地の所在は伊豆山 で地目は登記畑、現況雑種地です。面積は1, 183㎡です。耕作以外に供した年月日は不明で、耕作以外の目的に供した理由は、昭和50年3月に相続により取得したが、既に耕作を行っておらず現在に至るということです。手続きをしなかった理由は、相続遺産のため不明ということです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、田中さんお願いします。

田中 公一委員

農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制はあり、風致地区は第2種で用途区分は非線引き地区で、非農地証明申請です。以上審議をお願いいたします。

西島 健介議長

農地には戻らないということで、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして議案第7号に入らせていただきます。泉元門川分の非農地証明申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第7号、非農地証明申請についてです。

土地の所在は泉元門川分 で地目は上から登記畑・現況畑、登記畑・現況畑、登記畑・現況道路です。面積も上から13㎡・16㎡・314㎡です。耕作以外に供した年月日は、1994年ごろで、耕作以外の目的に供した理由は、構造改善で農道が広がったことに伴い道路や石垣になったということです。手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなく法的手続きを知らなかったということです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、塩谷さんお願いします。

古屋 互委員	農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制はあり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き地区で、非農地証明申請です。以上審議をお願いいたします。
西島 健介議長	こちら問題ないので承認ということよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	以上で議事は終わりになります。その他に移ります。

【その他】

1. 農地法第30条調査について
委員に説明し了承。
2. 農業委員会会計報告について
委員に説明し了承。
3. 令和5年春の農作業安全確認運動の実施について
委員に説明し了承。

塩谷 昇二委員	本日の議案ですが、非農地証明申請が3件、3条申請4件が承認されました。それでは、本日はありがとうございました。
---------	---

議 長 西島 健介

8番委員 川口 哲章

1番委員 塩谷 昇二

令和5年5月総会 議事録

1

	よる許可申請となっております。審議をお願いいたします。
西島 健介議長	これは店舗だけですか。
事務局	店舗だけです。
西島 健介議長	問題ないので承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	続きまして2号議案に入らせていただきます。下多賀の5条申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 土地の所在は下多賀の一部で、地目は登記・現況田です。面積が409㎡の内209㎡です。転用計画の転用の目的が自己住宅・駐車場です。権利設定事由は使用貸人が相続により農地を取得したが、会社員のため農地の維持ができず、息子の住宅建築の要望に応えるべく、住宅用地として貸すものです。使用借人が申請地隣地の借家に移住しているが、老朽化してきており、子どもの成長とともに手狭になってきたので、住み慣れた本地に住宅の建築を計画したものであるということです。工期が令和5年7月15日から12月20日です。建築面積が110.93㎡です。権利の内容が賃借権の設定です。これについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、小松久峰さんお願いします。
小松 久峰委員	申請農地の区分は3種で農振の区分は地域外、宅造規制はあり、風致は無指定で用途区分は第1種中高層住居専用地域、申請内容は農地法第5条第1項の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。
西島 健介議長	分筆はしなくていいんですか。
事務局	分筆しなければ申請を受けないということはいけません。
西島 健介議長	質問がなければ、承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
事務局	議案第3号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が下多賀です。地目は登記田・現況境内地、登記畑・現況境内地です。面積が10㎡と44㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和49年ごろで、理由が建物新築時の工事によって現

	在の敷地形状となり、周辺土地と一体利用を開始したものということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法の手続きに詳しくなかったためということです。これについて審議をお願いします。
西島 健介議長	追加の説明を、小松久峰さんお願いします。
小松 久峰委員	農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制なし、風致地区は無指定で用途区分は第1種中高層住居専用地域です。申請内容は非農地証明申請となっています。審議をお願いします。
西島 健介議長	問題ないので、承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	議案第4号、泉元宮下分の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、泉元宮下分 で、地目が登記畑・現況原野です。面積が1,527㎡です。耕作以外に供した年月日が1993年ごろで、耕作以外の目的に供した理由は前耕作者が耕作をやめ、耕作放棄地となった状態で相続したためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。これについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、塩谷さんお願いします。
塩谷 昇二委員	農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制あり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き用途白地地域です。申請内容は非農地証明申請となっています。審議をお願いします。
西島 健介議長	事務局の話だと、キャンプ場をやりたいということだそうです。
事務局	どういう形になるかはまだわかりませんが、建物は建てない、水道は引かない、トイレは仮設のトイレを設置、駐車場を一番低い位置に作るといったぐらいの情報しかありません。
川口 哲章委員	キャンプ場って管理者がいて火が出たらすぐ対応するとかしなくてもできるんですか。
事務局	細かい法令はわかりませんが、火を扱うので消防に相談するように言いました。
西島 健介議長	問題ないということで承認でよろしいですか。

全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	議案 5 号。下多賀の農地転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号、農地転用事実確認願についてです。土地の所在が下多賀で、地目が登記畑・現況その他です。面積は 7 3 7 m²と 1 2 4 m²で、合計 8 6 1 m²です。使用目的が住宅で、建築面積が住宅・車庫・進入路で合計 3 3 5. 9 7 m²です。転用完了年月日が令和 5 年 4 月 2 1 日です。これについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、小松久峰さんお願いします。
小松 久峰委員	農地区分は 2 種で農振区分は地域内白地です。宅造規制あり、風致地区は第 2 種で用途区分は非線引き用途白地地域です。申請内容は農地転用事実確認願となっています。審議をお願いします。
西島 健介議長	何もなければ承認ということによろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	議案 6 号、伊豆山の 3 条申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号、農地法第 3 条申請についてです。許可を受けようとする土地の状況が伊豆山です。地目は登記・現況すべて畑です。面積が合計 1 9 3 6 1. 8 2 m²です。契約の内容が賃借権の設定で 1 0 年です。所有する農地はなしで、機械の所有状況はクローラー・トラック・フォークリフト・草刈機・チェーンソー・電気ドリル等です。作付作物・作付面積が作物シイタケ、面積 1 9 3 6 1. 8 2 m²です。農作業に従事する者は 5 4 歳男性、職業は農業で、農作業経験あり、年間農作業従事日数 3 0 0 日、臨時雇用労働力はあります。備考で今現在は使用貸人夫妻、使用借人夫妻、使用貸人の長男の 5 人で作業に従事しているということです。住所地からの距離が農地に隣接ということです。これについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、田中さんお願いします。
田中 公一委員	農地区分は 3 種で農振区分は地域外です。宅造規制あり、風致地区は無指定で用途区分は第 1 種中高層住居専用地域です。申請内容は農地法第 3 条の規定による許可申請となっています。審議をお願いします。
西島 健介議長	問題なければ、承認ということによろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

以上で議事は終わりになります。その他に移ります。

【その他】

1. 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
 - ・委員に説明しい、委員承認。
2. 令和6年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望について
 - ・意見がある場合は事務局まで連絡するよう伝え委員了承。
3. 農作業安全確認運動における熱中症対策強化について
 - ・農業者への情報提供を依頼し、委員了承。

塩谷 昇二委員

本日の議案ですが、4条第申請が1件、5条申請が1件、非農地証明申請2件、転用事実確認願が1件、3条申請が1件承認されました。それでは、本日はありがとうございました。

議 長 西島健介

2番委員 田中公一

3番委員 古屋 互

熱海市農業委員会

令和5年6月総会 議事録

1. 日 時	令和5年6月23日（金） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎4階 第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 西島 健介 塩谷 昇二 田中 公一 古屋 互 山田 秀明 小松 久峰 蒔田 廣康 川口 哲章 出席推進委員 杉崎 保 小松 力 窪田 隆一 欠席委員 秋山 和利 新留 奈美 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2. 農地法第3条の規定による許可申請について 3. 農地法第3条許可後の許可取消願について 4. 農地法第3条の規定による許可申請について 5. 非農地証明申請について 6. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分
西島 健介議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事は、5条申請が1件、非農地証明申請が1件、3条許可後の取消願が1件、3条申請が2件の合計5件です。議事録署名人は、4番の山田秀明さんと5番の小松久峰さんです。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の下多賀の5条申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 土地 の所在が下多賀で地目が登記畑・現況畑、面積が338㎡です。転用計画の転用の目的が自己住宅、権利設定事由が譲受人が賃貸マンションに居住中であり、100㎡前後の自己住宅を建築したいと考えており、また将来両親が高齢になった時の介護等を考え、実家近くの申請地に自己住宅を建築したいということです。譲渡人が譲受人の事情を考慮し売却するということです。工期が令和5年7月30日から令和6年3月31日までです。建築面積が91.92㎡です。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長	追加の説明を、小松さんお願いします。
小松 久峰委員	申請農地の区分は2種で農振の区分は地域内白地、宅造規制はあり、風致は2種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法第5条第1項の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。
西島 健介議長	質問等なければ問題なしということで承認でよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	続きまして2号議案に入らせていただきます。泉元門川分の3条申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 土地の所在が泉元門川分、地目が登記畑、現況畑、面積1,689㎡、泉元門川分、地目が登記畑、現況畑、面積が1,785㎡、合計3,474㎡です。契約の内容が賃借権の設定で20年です。所有する農地はなし、機械の所有の状況が草刈機2台、動力噴霧器1台、排運機1台です。作付け作物・作付け面積が、柑橘類2,500㎡、野菜974㎡です。農作業に従事する者が68歳男性、会社役員農作業の経験あり、年間従事日数170日、臨時雇用労働力ありです。備考として、東京の高級スーパーと柑橘販売の契約済み。独自ルートにて有機・減農薬栽培のマーケットを開拓している。後継者の育成並びに日本レモン発祥地を国内外に広め、放置されている近隣の農地の再生等を行っていききたいということです。住所地からの距離は6kmです。これについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、塩谷さんお願いします。
塩谷 昇二委員	申請農地の区分は2種で農振の区分は地域内白地、宅造規制はあり、風致は1種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法第3条の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。
西島 健介議長	隣の農地を前に賃借権の設定をしている方です。質問がなければ、問題ないということで、承認でよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	続きまして3号議案、下多賀の3条許可後の許可取消願、4号議案、下多賀の3条申請について、4月に許可した案件ですが申請の住所が古い住所だったということで許可の取消後、再申請ということです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第3条許可後の許可取消願についてです。 土地の所在が下

	多賀、地目が登記畑、現況畑、面積が188㎡です。取消理由が譲渡人住所が古い住所であったため取消後、再申請するためということです。続いて、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。
	土地の所在が下多賀、地目が登記畑、現況畑、面積が188㎡です。契約の内容が所有権の移転、所有する農地が3,606㎡有り、機械の所有の状況が草刈機2台、動力噴霧器1台、怪トラ1台です。作付け作物・作付け面積が柑橘類188㎡です。農作業に従事する者が81歳男性、無職、農作業経験ありで、年間従事日数が100日、臨時雇用労働力はなし、次世代に繋ぐための集積ということです。住所地からの時間は車で5分ということです。これについて審議をお願いします。
西島 健介議長	追加の説明を、小松久峰さんお願いします。
小松 久峰委員	農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制あり、風致地区は2種で用途区分は非線引き地区です。申請内容は農地法第3条許可後の許可取消願と農地法第3条の規定による許可申請についてとなっています。あわせて審議をお願いします。
西島 健介議長	古い住所だったものを改めるだけですので、問題ないので、承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	議案第5号、桜町の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、桜町、地目が登記畑、現況宅地、面積385㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和44年4月15日で、耕作以外の目的に供した理由は父が自宅兼アパートを新築した際に庭として一体利用を開始したためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。これについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、古屋さんお願いします。
古屋 互委員	農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制あり、風致地区は無指定で用途区分は第2種住居地域です。申請内容は非農地証明申請となっています。審議をお願いします。
西島 健介議長	問題ないということで承認でよろしいですか。
全 員	(異議なしの声あり)

西島 健介議長

以上で議事は終わりになります。その他に移ります。

【その他】

特になし

塩谷 昇二委員

本日の議案ですが、5条申請が1件、非農地証明申請1件、3条申請が2件、3条許可後の取消願が1件承認されました。それでは、本日はありがとうございました。

議 長

西島 健介

4 番委員

山 田 秀 明

5 番委員

小 松 久 峰

熱海市農業委員会

令和5年7月総会 議事録

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 令和5年7月25日（火） 午後1時30分 |
| 2. 場 所 | 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室 |
| 3. 出 席 者 | <p>出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子</p> <p> 松浦 忠 西島 壽雄 佐藤 瑞生</p> <p>出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰</p> <p>欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一</p> <p>出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸</p> |
| 4. 審 議 案 件 | <p>1. 会長の互選について</p> <p>2. 職務代理者の互選について</p> <p>3. 委員の議席について</p> <p>4. 一般社団法人静岡県農業会議普通会員について</p> <p>5. 農地利用最適化推進委員について</p> <p>6. 非農地証明申請について</p> <p>7. 非農地証明申請について</p> <p>8. 非農地証明申請について</p> <p>9. 農地転用事実確認願について</p> <p>10. 農地転用事実確認願について</p> <p>11. 農地転用事実確認願について</p> <p>12. 非農地証明申請について</p> <p>13. その他</p> |
| 5. 議 事 | <p>開始 午後1時30分</p> <p>終了 午後3時00分</p> |

事務局

時間前ですが本日の出席者全員そろいましたので始めたいと思います。只今から熱海市農業委員会総会を開会します。本日の総会は、法律の規定により市長が招集した任命後最初の総会でございますので、開会にあたりまして市長よりご挨拶申し上げます。市長よろしく願いいたします。

（ 市長 挨拶 ）

事務局	市長は次の公務を控えておりますので、ここで退席させていただきます。 (市長 退席)
事務局	先程申しましたように、本日は任命後、最初の総会でございますので、議長となるべき会長が選出されるまでの間は、臨時議長により会議を進めていただきたいと思います。熱海市農業委員会規程第3条第1項の規定により、年長の委員がその職務を行うこととされております。本日出席されております委員のなかで、高橋委員が年長委員でございますので、臨時議長をお願いいたします。 (高橋委員 議長席に移動)
高橋恒夫臨時議長	こんにちは。御指名いただきました高橋でございます。会長が決まるまで臨時に議長を勤めることとなりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。議事を進めさせていただきます。議案を上程いたします。選出第1号 会長の互選について、選出第2号 職務代理者の互選についてを一括議案といたします。事務局より説明をお願いします
事務局	会長・職務代理者の選出につきましては、任命後最初の委員会において、熱海市農業委員会規程第3条第2項により選挙することとされておりますが、同条第3項により委員全員に異議がないときは指名推薦によることができるとされております。委員皆様のご審議をお願いいたします。
高橋恒夫臨時議長	只今、事務局から基本は選挙、委員全員に異議がないときは、指名推薦の方法もできるとの説明がありました。指名推薦の方法で行うことに異議のない委員は、挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
高橋恒夫臨時議長	挙手全員であります。したがって、両案とも指名推薦によることと決定いたします。それでは、指名推薦ある方は挙手をお願いします。 (松浦委員挙手)
高橋恒夫臨時議長	はい、松浦さん。
松浦 忠委員	会長に山田秀明さん、職務代理者に安井靖雄さんを推薦します。
高橋恒夫臨時議長	ただいま松浦さんから指名推薦がありました。会長に山田秀明さん、職務代理者に安井靖雄さんを選出することにご異議ございませんでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)

高橋恒夫臨時議長	異議なしと認めます。よって、会長に山田秀明さん、職務代理者に安井靖雄さんが選出されました。それでは、山田会長、安井職務代理の就任のご挨拶をお願いいたします。 (会長、職務代理挨拶)
高橋恒夫臨時議長	会長が決定しましたので、議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。 (高橋委員 自席へ移動)(山田会長 議長席へ移動)(安井職務代理 職務代理席へ移動)
事務局	それでは、熱海市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
山田 秀明議長	議事を継続いたします。指定第1号 委員の議席について、事務局より説明をお願いします。
事務局	委員の議席につきましては、熱海市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、委員の議席は議長が定めとなっております。従来、委員の議席については、泉地区から順に南の方へと指定させていただいており、最後に中立委員の方とさせていただいております。議案3ページの名簿の順にて、ご審議をお願いいたします。
山田 秀明議長	この件について、何かご意見・ご質問はありませんか。特にご意見・ご質問がないようですので、事務局より説明のありました指定第1号 委員の議席については、原案どおり指定いたします。次に、議事録署名人を指名させていただきます。2番高橋委員、3番安井委員お願いします。続きまして、指名第1号 静岡県農業会議普通会員指名について、事務局より説明をお願いします
事務局	議案は4ページ目になります。非営利型一般社団法人静岡県農業会議の定款第6条によりますと、県農業会議の普通会員は、各市町農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員があたることとなっております。例年通りですと会長にお願いすることになりますが、委員皆様のご審議をお願いいたします。
山田 秀明議長	この件について、何かご意見・ご質問はありませんか。 特にご意見・ご質問がないようですので、事務局より説明のありました指名第1号 静岡県農業会議普通会員については、会長があたるということでご異議ございませんでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	続きまして、委嘱第1号熱海市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

事務局	農地利用最適化推進委員につきましては、令和4年12月末から令和5年2月末までの2か月間、農業関係団体による推薦及び熱海市ホームページによる公募を経て、議案6ページのとおり、泉の尾崎隆英さん、伊豆山の田中公一さん、上多賀の長津一男さん、下多賀の小松久峰さんの以上4名の方が推薦されてまいりました。農地利用最適化推進委員は、市長による任命という農業委員とは異なり、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱するということになっております。委員皆様のご審議をお願いいたします。
山田 秀明議長	この件について、何かご意見・ご質問はありませんか。 特にご意見・ご質問がないようですので、事務局より説明のありました委嘱第1号熱海市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり委嘱することでご異議ございませんでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	異議なしと認めます。原案のとおり委嘱することに決定いたします。それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行います。 (委嘱状交付)
	農地利用最適化推進委員は、ご着席願います。 委員の皆さんの顔ぶれも変わっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。私からさせていただきます、安井職務代理から席順にお願いします。 (順次自己紹介) ありがとうございました。続きまして、議案第1号非農地証明申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案7ページです。議案第1号非農地証明申請についてです。
	土地の所在が泉元宮下分、地目が登記畑、課税・農地台帳が畑で、面積が1100㎡です。耕作以外に供した年月日が2003年ごろ、耕作以外の目的に供した理由が、前耕作者が耕作をやめ、耕作放棄地となった状態で相続したためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったためということです。農地法・他法令関係が、農地区分が2種、農振区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区、申請内容が非農地証明申請です。こちらについて審議をお願いいたします。
山田 秀明議長	事務局から説明があったとおり20年前から耕作していないということで、10ページの写真を見てもらおうとわかると思います。皆さんご質問等はございませんでしょうか。
事務局長	事務局で説明が足りなくてすいません。最初なので非農地証明は何かというところを説明してなかったもので、説明します。非農地証明というのは、農業委員さんに認めてもらうんですけども、農地が農地以外のものに転用されていたり、山林化し

て農地への復元が困難な場合などに、所有者からの申請によって農業委員会が証明をするといったものになります。無断転用していた場合は始末書など添付してもらうようなこともあるんですが、申請者が今回は申請を出すことによって法務局に行って、地目を変えるために農地ではないという証明をここで諮っていただくということになりますので、ご承知おきください。説明不足で申し訳ございませんでした。

山田 秀明議長

今非農地の説明があったんですけど、承認ということよろしいでしょうか。

高橋 恒夫委員
全 員

調査で見てきましたが、雑木がいっぱいだと思います。
(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案第2号非農地証明申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が下多賀、地目が登記畑、課税・農地台帳が雑種地で、面積が449㎡です。耕作以外に供した年月日が平成2年ごろ、耕作以外の目的に供した理由が、昭和60年ごろ申請地を相続したが、耕作する時間もなく荒れたまま放置していたところ、近隣住民より駐車場として利用したい旨の申し出があり、駐車場としての利用を開始したということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区で、申請内容が非農地証明申請です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

これにつきまして現地を見てきましたが、いかがでしょうか。

松浦 忠委員

農地には戻らないですね。

山田 秀明議長

相磯委員どうですか。

相磯 恵利子委員

農業はできないので非農地でいいと思います。

山田 秀明議長

写真のとおり舗装もしてあり駐車場となっています。ご意見ございますか。承認ということよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

続きまして議案第3号非農地証明申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号非農地証明申請についてです。

土地の所在が下多賀です。地目が登記畑、課税・農地台帳が宅地で面積154㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和44年。耕作以外の目的に供した理由が、昭和44年にアパートを建築し、昨年解体済みということです。農地法所定

の手続きをしなかった理由が農地法に詳しくなかったためということです。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域、申請内容が非農地証明申請です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

今回19ページの写真の5筆の内4筆申請が出てましてこの議案は左上の筆になります。写真のとおり家は解体されてますが舗装部分が残ったりしていました。ご意見・質問等ございませんか。松浦さんどうですか。

松浦 忠委員

見てきましたが、建物はありませんでしたが農地に戻すのは難しいと思いました。

山田 秀明議長

畑に戻すのは難しいということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

続きまして議案第4号農地転用事実確認願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農地転用事実確認願についてです。

土地の所在が下多賀、地目が登記田、現況宅地で、面積が124㎡です。許可年月日・番号が、昭和59年8月24日、第87号です。使用目的が駐車場、建築面積が車庫15.12㎡、転用完了年月日が昭和59年です。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制があり、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域、申請内容が農地転用事実確認願です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

24ページ写真の左下の筆です。青い屋根が車庫です。転用の許可を受けてるんですね。

事務局

そうです。

山田 秀明議長

転用の許可を受けて駐車場にして地目の変更をしていないので、この転用事実確認願が認められれば法務局で地目を変えて、農地法から外れるということですが、地目を変えるところまでやってなかったため今回申請が出てきたというところですか。相磯さんいかがですか。

相磯 恵利子委員

車庫もあるので問題ないと思います。

山田 秀明議長

問題ないということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長	続きまして議案第5号農地転用事実確認願について事務局より説明をお願いします。
事務局	27ページです。議案第5号農地転用事実確認願についてです。 土地の所在が下多賀、地目が登記田、現況雑種地で、面積203㎡です。許可年月日が昭和53年5月30日、第171号、使用目的が駐車場、転用完了年月日昭和53年です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	29ページ写真の右下の筆になります。こちら昭和53年に転用許可を受けたあとの完成後の届になります。
松浦 忠委員	議案第6号が隣なので一緒に審議はどうですか。
山田 秀明議長	写真右上の筆も転用事実確認願で議案5号と同じ駐車場になっています。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号農地転用事実確認願についてです。 土地の所在が下多賀で、地目が登記田、現況雑種地で、面積が261㎡です。許可年月日・番号が平成1年4月27日、第22号です。使用目的が駐車場、転用完了年月日が平成1年です。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域、申請内容が農地転用事実確認願です。
山田 秀明議長	議案5号が昭和53年に許可、議案6号が平成1年に許可になっていて、一体利用されています。
高橋 恒夫委員	駐車場になっているのでいいんじゃないですか。
山田 秀明議長	問題なければ承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案第7号、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第7号非農地証明申請についてです。 土地の所在が上多賀で地目が登記畑、課税が宅地介在畑、面積が280㎡です。耕作以外に供した年月日が平成10年ごろで、耕作以外の目的に供した理由が、申請者が平成2年に相続により取得したものでありますが、平成10年から現在に至るまで駐車場として賃貸しているということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が農地法に詳しくなかったためということです。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域で、申請内容が非農地証明申請です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	近所に住宅が少ないので台数は少ないですが、3台ぐらい使ってます。下も砂利

が引いてあります。39ページ写真のとおりです。相磯さんいかがですか。

相磯 恵利子委員

区画がちゃんとあって、駐車場になってました。

山田 秀明議長

松浦さんいかがですか。

松浦 忠委員

農地ではなかったですね。

高橋 恒夫委員

写真を見ると砂利が敷いてあって、農地はできないね。

山田 秀明議長

ほかにご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 委員報酬の支払いと活動費について

説明し委員了承

2. 活動記録簿について

説明し委員了承

3. 公務災害補償制度への加入について

例年通り加入

4. 全国農業新聞の購読について

全委員購読了承

議 長 山 田 秀 明

2 番委員 高 橋 恒 夫

3 番委員 安 井 靖 雄

臨時議長 高 橋 恒 夫

熱海市農業委員会

令和5年8月総会 議事録

1. 日 時	令和5年8月24日（木） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 沢田 修一 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2. 農地法第3条の規定による許可申請について 3. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事は、3条申請が2件です。議事録署名人について事務局から説明します。
事務局	今回の次第には5番の相磯恵利子さんと6番の松浦忠さんを記載させていただいています。この定例総会後に事務局で議事録を作りますので、次回の定例総会時に議長と次第に名前を記載させていただいた方に署名していただきホームページに掲載する流れとなっていますので、ご協力お願いいたします。
山田 秀明議長	それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の下多賀の3条申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案2ページです。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。3条申請の説明をさせていただきます。3条申請は農地を農業を行う方に売買・賃借する場合の申請になります。 許可を受けようとする土地の状況が、下多賀、地目が台帳畑、現況畑、面積が1, 129㎡です。契約の内容が所有権の移転で、譲受人が所有する農地が5, 497㎡です。譲受人の機械の所有の状況が、草刈り機2台、動噴1台、モノレール1台、管理機1台、剪定枝カッター1台、軽トラック1台です。作付作物・作付面積が柑橘類で1, 129㎡です。農作業に従事する者が、72歳、男性、職業が農業、農作業経験が50年、年間農作業従事

日数が300日、臨時雇用労働力がなし、現在、世帯員（年間従事日数180日）と農作業を行っているということです。住所地からの距離が車で3分です。その他が農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制が有り、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。その他について説明させていただきます。農振の区分というのが多賀地区と泉地区に農業を守っていこうという地域の農業振興地域というものがあります。その中に特に守っていく地区の農用地区域というものがあります。農用地区域は4条・5条の転用が制限されます。また、転用する場合は他法令をクリアできないと許可できません。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

皆さんご質問等はございませんでしょうか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

（ 異議なしの声あり ）

山田 秀明議長

議案第2号相の原の3条申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案6ページです。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

許可を受けようとする土地の状況が、相の原町、地目が台帳畑、現況畑、面積が241㎡、相の原町、地目が台帳畑、現況畑1,028㎡、合計で1,269㎡です。契約の内容が賃借権の設定5年で譲受人が所有する農地はなし。譲受人の機械所有の状況が草刈機1台、排運機1台です。作付作物・作付面積が野菜で1,269㎡です。農作業に従事する者が、53歳、女性、職業が自営業、農作業経験が13年、年間農作業従事日数が190日、臨時雇用労働力がなし、自家栽培の野菜を使った飲食店の経営・販売をしていくということです。8ページの写真の左側2枚が大きいほうの農地です。だいぶ荒れていますが1年ぐらい前から相談を受けていてやっと決まったので、譲受人が嬉しそうに申請を提出しにきました。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

皆さんご質問等はございませんでしょうか。田中さんいかがですか。

田中 公一委員

大変だとは思いますが、若くてやる気もあるので、応援してあげなきゃいけないなと思います。

山田 秀明議長

他に意見がなければ承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

（ 異議なしの声あり ）

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 畑作業について

日程調整し委員了承

2. 担当地区について
委員に担当地区地図を配布
3. 沢田委員について
体調等説明し委員了承

議 長 山 田 秀 明

5 番委員 相 磯 恵 利 子

6 番委員 松 浦 志

熱海市農業委員会

令和5年9月総会 議事録

1. 日 時	令和5年9月25日（月） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 農地転用事実確認願について 3. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。農業新聞に三島市が耕作放棄地を衛星画像で判定するということが載っていましたが、今後は熱海市も導入していくんですか。
事務局	熱海市はほとんどが柑橘類の農地で周辺が山林となっているため、衛星画像で見ると全体が森のように見えてしまい、判定するのが難しいのが現状です。今現在も農業委員会サポートシステムや農地調査用のタブレットでも衛星画像で見れますが、農地の状態を判別することはできません。
山田 秀明議長	AI技術が農業でも出てきましたが、熱海市ではまだ難しいようです。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の下多賀の非農地証明申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、小嵐町 地目が登記畑、課税雑種地、面積が6.61㎡、小嵐町 、地目が登記畑、課税雑種地、面積が19㎡です。耕作以外に供した年月日が平成23年5月10日、耕作以外に供した理由が、平成23年に住宅を購入した時には現在の状態だったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったためということです。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制が有り、風致地区が無指定、用途

	区分が第2種中高層住居専用地域です。この申請地がちょっと複雑で、住居購入時に敷地内に第3者の名義の申請地が農地として残っており10年たって時効取得し、階段や石垣部分のため非農地証明申請をしたという経緯です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	別荘地なんですか。
事務局	別荘だと思います。
山田 秀明議長	時効取得は、相手がわからないとかですよ。
事務局	今回については、もう亡くなっていたそうです。
山田 秀明議長	買ったとかではないですよ。
事務局	そうです。
山田 秀明議長	最初購入するときに、誰のかわからなくて名義を変えられなくて、法律的に時効取得で取得したということですね。
事務局	そうです。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。
長津一男推進委員	時効取得は何年なんですか。
事務局	10年と20年があります。今回は10年になります。
山田 秀明議長	皆さんいかがでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案第2号下多賀の転用事実確認について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号農地転用事実確認願についてです。 土地の所在が下多賀 地目が登記畑、現況宅地、面積が121㎡です。許可年月日が昭和52年1月26日、使用目的が自己住宅、建築面積が47.87㎡、転用完了年月日が昭和52年7月26日です。その他が、農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有り、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	これは転用の許可を受けて、住宅を建てた後地目の変更をしなかったということで、転用事実確認を受けて、地目を変えるということですね。

事務局	そうです。
山田 秀明議長	問題ないので承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 活動費内訳、報酬等について
内容説明し委員了承
2. 研修について
日程や締め切り等説明し委員了承

議 長 山 田 秀 明

7 番委員 西 島 壽 雄

2 番委員 島 橋 恒 夫

熱海市農業委員会

令和5年10月総会 議事録

1. 日 時 令和5年10月25日(月) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者
- | | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|-------|
| 出席委員 | 榎本 忠幸 | 高橋 恒夫 | 安井 靖雄 | 山田 秀明 |
| | 相磯 恵利子 | 松浦 忠 | 西島 壽雄 | |
| 出席推進委員 | 尾崎 隆英 | 田中 公一 | 長津 一男 | 小松 久峰 |
| 欠席委員 | 沢田 修一 | 佐藤 瑞生 | | |
| 出席職員(事務局) | 遠藤 浩一 | 岡部 隆一 | 松村 光庸 | |
4. 審 議 案 件
1. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 2. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 3. 非農地証明申請について
 4. 農地転用事実確認について
 5. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 6. 非農地証明申請について
 7. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 8. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 9. 農地転用事実確認について
 10. 農地転用事実確認について
 11. 農地転用事実確認について
 12. 農業委員の辞職について
 13. その他
5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後3時00分

山田 秀明議長

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。20日に湯河原町の農業委員会との意見交換会に出席しました。湯河原町の農業委員には畑は全て泉にあるという方もいました。4年ぶりに開催されいろいろな意見が聞けてよかったで

す。湯河原町には泉に畑を持っている方が多いので、これからも定期的に開催していきたいと思います。本日の議事録署名人は3番安井さんと5番相磯さんです。議案1号泉元門川分の3条申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が泉元門川分

地目が台帳畑、現況畑、面積151㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が5,916㎡。譲受人が所有する機械の状況が、モノラック1台、動力噴霧器1台です。作付け作物・作付け面積が、ミカン・野菜で151㎡です。農作業に従事する者が、76歳女性、職業農業、農作業経験55年、年間農作業従事日数が200日、臨時雇用労働力はなしです。譲受人が所有する農地が農道に接しておらず、申請地を購入することにより所有する農地が農道に接することになり、モノレールを道路まで延長することにより労力の軽減を図るということです。住所地から車で7分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地と白地、宅造規制有、風致地区第1種、用途区分非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

意見等ございませんか。榎本委員いかがですか。

榎本 忠幸委員

現地を見ましたが、問題ないと思います。

山田 秀明議長

尾崎委員いかがですか。

尾崎隆英推進委員

問題ないと思います。

山田 秀明議長

ほかに意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案2号泉元門川分の3条申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が泉元門川分

地目が台帳畑、現況畑、面積220㎡、地目が台帳畑、現況畑、面積166㎡で、合計386㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が861㎡。譲受人が所有する機械の状況が、動力噴霧器1台、草刈り機1台です。作付け作物・作付け面積が、柑橘類で386㎡です。農作業に従事する者が、84歳男性、職業無職、農作業経験50年、年間農作業従事日数が100日、臨時雇用労働力はなしです。現在、世帯員(年間従事日数100日)と農作業を行っているということです。現在は神奈川県に居住していますが、湯河原町にも住居を所有しており、湯河原町に泊まって農作業を行うということで、住所地から車で70分、拠点となる住宅から車で10分です。農地の

区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制有、風致地区第1種、用途区分非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

861㎡というのは、熱海市にあるんですか。

事務局

そうです。泉にあります。

山田 秀明議長

場所はまとまってますか。

事務局

まとまってはいないですが、近くに 있습니다。

山田 秀明議長

現地を見ていただいた榎本さんいかがですか。

榎本 忠幸委員

場所を確認しまして、形は変形していますが、問題はないと思います。

山田 秀明議長

尾崎さんいかがですか。

尾崎隆英推進委員

問題ないと思います。

山田 秀明議長

皆さんご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案3号下多賀の非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号非農地証明申請についてです。土地の所在が、下多賀。地目が登記山林・現況畑、面積が99㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和58年ごろ、耕作以外に供した理由が申請者が入社した平成8年時には、すでに現在の状態で資材置場として使用されていた。昭和58年に申請地を取得した祖父は亡くなっており、当時を知る社員もいないため現在に至るまでの経緯については不明ということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。その他が農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相磯さん現地確認してどうでしょうか。

相磯恵利子委員

もう土ではなく、砂利で固められていて、シートが張られていたという状況です。

山田 秀明議長

ほかにご意見ございませんか。無ければ承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

第4号青葉町の農地転用時事実確認についてです。事務局説明をお願いします。

自事務局

議案第4号農地転用事実確認願についてです。

土地の所在が青葉町

登記畑・現況その他、面積1,

465㎡、

登記宅地・現況畑、面積51㎡です。許可年月日が

令和3年3月23日で、使用目的が通所介護施設です。建築面積が150㎡、転用完了年月日が令和5年9月11日です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

令和3年に5条転用が許可になった案件です。安井さんいかがですか。

安井 靖雄委員

建物がちゃんと建っていて問題ないと思います。

山田 秀明議長

今回申請どおりの内容で通所介護施設ができましたし、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案5号泉元門川分の3条申請です。事務局説明をお願いします。

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が泉元門川分

也目が全て登記・現況畑、面積が上から869㎡、879㎡、423㎡、1,057㎡、618㎡、29㎡で合計3,875㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が3,562㎡。譲受人が所有する機械の状況が、選果機1台、農薬ポンプ2台、軽トラ1台、草刈り機2台です。作付け作物・作付け面積が、柑橘類で3,875㎡です。農作業に従事する者が、66歳男性、職業農業、農作業経験30年、年間農作業従事日数が300日、臨時雇用労働力が収穫時に3人です。所有農地の隣接地の集積です。住所地から車で7分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制有、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

榎本さんいかがですか。

榎本 忠幸委員

現在所有している農地の隣接地ということで、農作業の利便性も向上するので問題ないと思います。

山田 秀明議長

他にご意見ございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長	議案 3 号の非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号非農地証明申請についてです。土 地の所在が、泉元門川分 登記畑、現況畑、面積 1 9 8 m²、 登記畑、現況畑、面積 3 1 m²、 登記畑、現況道路、 面積 1 . 1 m²、 登記畑、現況畑、面積 5 9 m²です。耕作以外に供した年月日が昭和 4 7 年ごろ、耕作以外に供した理由が 叔母が相続後に手をかけなかった。自身も高齢のため農作業を行うことができなかった。 農道を整備する際に農地を提供したため。 周辺農業者 4 名で農地への通路として使用しているためということ です。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。その他が農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有、風致地区が第 1 種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	榎本さんいかがですか。
榎本 忠幸委員	雑木林になってました。 周りに農地はありますが、申請箇所は農道として整備されていまして、 が通路として整備されていたので申請のとおりだと思います。
山田 秀明議長	場所は離れてるんだよね。2 4 ページの図を見ると離れてるんですね。
事務局	そうです。 2 7 ページになります。
山田 秀明議長	どけ離れてるんですか。
事務局	この後の 3 条申請のすぐ横というのと、 は 4 名で持っているということです。
山田 秀明議長	尾崎さんいかがですか。
尾崎隆英推進委員	農業できないというのを確認できたので、問題ないと思います。
山田 秀明議長	安井さんいかがですか。
安井 靖雄委員	2 8 ページの写真を見てもらうとわかると思うんですが、 は通路みたいになってました。
山田 秀明議長	ほかに意見はございますか。
長津一男推進委員	写真がわかりにくいので図面があるとわかりやすいかなと思いました。

山田 秀明議長	写真見てもわからないから場所によって公図を付けて。3条申請のも、隣が所有地っていうのも、周りのここを持ってますっていうのも説明がつくので、場合によって公図を付けてもらったほうがわかりやすい。
榎本 忠幸委員	現地を見た委員が地図を基に説明してもらってるんで、見てない委員が地図でわかりにくいというのはわかるんですが、そのために現地を見て、それを基に確認結果の報告をしているので、それがあろううえでさらに公図を付けるのはいらないと思います。
山田 秀明議長	ここでみんなが見てわかるようにしないと。
榎本 忠幸委員	見てわかるようになってると思いますよ。公図までの状況をここで見るのと、現地に行って実際にここですよって見て、こうなってますねって確認して報告しているので、それ以上に、本当に公図が必要なのかっていうと、いらないんじゃないかと思います。なんでも付ければいいのかというのはわかりますが、何のために現地を見ているのかということです。
山田 秀明議長	私の意見としては、ここで審議するにあたって、前は全員で調査してたんですけど、なかなか全員が集まるのは難しいということで、今は分けて調査しているんです。ここで審議するのは、同じ資料を見て申請内容を確認しています。現地を見たものと公図の状況は違うことがあるので、そのために公図を見て確認したほうがいいと思います。
榎本 忠幸委員	公図は私も仕事でたくさん見っていますが、それが現地と合致しているかという、非常にわかりづらいです。それがわかっているんで、今ある位置図や写真に公図が合致しないと思います。
山田 秀明議長	合致するんじゃなくて、皆さんが公図を見て、
榎本 忠幸委員	その情報が必要ないと思います。位置図に現況に近い形でマーキングしてあるので、地番で譲り受けたことで、事務局が公図を見て、地図を作ってると思うんです。
長津一男推進委員	49ページを見てもらいたいですけど。こういうほうが見やすいと思うんです。
山田 秀明議長	こういうのがあれば現場確認行っていない人もわかりやすいと思うんだけど。
榎本 忠幸委員	これが必要に応じて事務局が用意してくれてるんですよね。さっきのところでそれは必要って言われたら、全部そろえなければならないと言ったら違うと思う。
山田 秀明議長	全部そろえるんじゃなくて、必要に応じて

榎本 忠幸委員	必要に応じて事務局が用意してくれてるんですよね。
山田 秀明議長	この場合も必要じゃないですかと思う。
榎本 忠幸委員	なぜ必要になるかがわかりません。
山田 秀明議長	公図だと位置関係がわかるじゃないですか。写真も公図のここですとわかるわけです。
榎本 忠幸委員	今の会長の話だと全部付けるという風に聞こえますけど。現地を見るということがあってやってるんで
山田 秀明議長	現地を見るといっても、公図を持って、
榎本 忠幸委員	そうすると全部公図を付けろって話になりますよね。それでも必要で事務局に公図を付けろという話なら従いますけど。
事務局	49ページの写真ですが、これは業者がドローンを使って撮影したものに業者が筆と地番を書き込んだもので申請に添付してあるものです。事務局で撮った写真よりわかりやすいので使わせてもらっています。位置図についてはサポートシステムで所有者検索すると、所有している農地が出てきます。その中の申請地を選んで色を付けています。所有者1名しか選べないので隣接地に色を付けることはできません。農地の筆の線や地番を入れると全ての農地が入ってしまうのでわかりづらい地図になってしまいます。
安井 靖雄委員	例えば、26ページとか28ページの写真だけだとわかりにくいというのがあれば、この写真に対してここが通路になってますとか加筆するのは難しいですかね。
事務局	長津さんのおっしゃったわかりにくいというのは、どこら辺の、
長津一男推進委員	49ページの写真を見ると普通にわかりやすいですよ。
事務局	これは、業者が申請時に提出した写真を使わせてもらっているので、
松浦 忠委員	次の3条の申請が、続いている案件なんですよ。右下の写真の通路の横に見える畑が同じ方が持っている農地ですか。同じ方が持っている農地に接している通路を非農地証明で申請したということですよ。
事務局	通路に接しているのは、この後の3条申請の譲受人の農地で、通路所有者の農地は位置図でいうと通路の下側になります。
松浦 忠委員	この農地とそれは続いている話ですよ。

事務局	非農地は所有者が申請して、3条申請は渡す方と受ける方2名で申請ですので別になります。
山田 秀明議長	今、公図は画面で見れないの。
事務局	法務局に紙で出してもらうので、画面では見れないです。今回はこの所有者の農地が1枚に入ればわかりやすいことですか。
山田 秀明議長	1枚に入ればね。
事務局	公図のほうが見にくいと思うんですけど。
山田 秀明議長	見にくいんじゃないくて、位置関係がわかるから。
小松久峰推進委員	例えば今回の2ページと6ページの場合、所有者が隣も売るんだとか、会長がいうのは位置関係で、業者が使ってる合成図は確実に合ってるわけじゃないので、自分は公図があるとわかるのでありがたいです。
山田 秀明議長	公図っていうとでかいので一部分だけ拡大してもわからないけど、1枚あれば、
小松久峰推進委員	現場で話した農地が、公図があればここは道だとか、背景が見えるんで、ここまで細かく必要はないと思いますけど。
山田 秀明議長	でかいのじゃなくていいから、A4に収めるように、まわりの状況がわかるようなものは出せないかな。
事務局	どういう感じで出したらいいですか。
山田 秀明議長	20ページのみたいには出せないですか。
事務局	これは申請地がここで、集まってあるのでこういう風になりますが、農地が離れていたり所有者が違くと出ません。24ページと27ページの位置関係がわからないという話で、1枚に印刷すると小さくてわからなくなってしまうです。
山田 秀明議長	どうですか皆さん。
田中公一推進委員	公図を付けるって言っても大きいものじゃないと意味がないので、細部まで見れるやつ、それをやっていると事務局の作業が膨大になるので、それなら前回から分けて調査してるけど、全員が見に行って、会議では誰に聞いてもわかっている状態にすればいいと思う。
高橋 恒雄委員	分けてやりだしたのは6年前からでしょ。

安井 靖雄委員	6年前に分けた理由はどうしてですか。
山田 秀明議長	皆さん忙しいし、1日かかるということですので。西島さんいかがですか。
西島 壽雄委員	どっちがいいのか、
事務局	来月は地番を地図に落とせるようならやってみます。
山田 秀明議長	全部じゃなくてもね。
事務局	別の地図のシステムがあるので、それで作ってみます。ただ山林のほうは地番図データがないのでできないので、ご容赦願います。
山田 秀明議長	事務局で検討してもらって、公図みたいなものを付けるのか、
高橋 恒雄委員	公図を付けなくても、全員で行けば、
山田 秀明議長	その辺を事務局に検討してもらって、図面みたいなものを付けてもらうのか、
事務局	とりあえず、来月出してみて、それでも全員で見たほうがいいのかということになるんであれば、それは決めていただいて、
山田 秀明議長	その辺については、来月事務局の考え方をみて、決めたいと思います。議案は問題ないので、承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案7号3条申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書についてです。 土地の所在が泉元門川分、地目が登記・現況畑、面積が482㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が10,720㎡。譲受人が所有する機械の状況が、小型ユンボ1台、トラクター1台、草刈り機3台、動力噴霧器2台です。作付け作物・作付け面積が、野菜・果樹で482㎡です。農作業に従事する者が、73歳男性、職業農業、農作業経験53年、年間農作業従事日数が100日、臨時雇用労働力が収穫時に3～5人です。所有農地の隣接地の集積です。住所地から車で7分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制有、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	隣接地の集積で所有権移転ですけど、榎本さんいかがですか。

榎本 忠幸委員	議案6のすぐ横にありまして、水のタンクが置いてありまして、作業されてるのがわかりました。申請内容のとおりだと思います。
山田 秀明議長	何かご意見はございませんか。承認ということではよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案8号3条申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書についてです。 土地の所在が上多賀、地目が登記・現況畑、面積が317㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が20,500㎡。譲受人が所有する機械の状況が、トラック1台、トラクター2台、軽貨物車1台です。作付け作物・作付け面積が、イチジクで317㎡です。農作業に従事する者が、60歳男性、職業農業、農作業経験40年、年間農作業従事日数が300日、臨時雇用労働力が1人です。世帯員2名(年間従事日数200日)と農業を行っている。今後は常時雇用2名増員予定。関東圏への配達と合わせて作業を行うということです。住所地から車で120分です。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制有、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	現地確認の状況は長津さんいかがですか。
長津一男推進委員	譲受人が地元にいないのは、どうかなと思ったんだけど。
山田 秀明議長	譲受人のことで何かありますか。
事務局	現在農業を行っていて、関東圏への配達が多くあるため、それに合わせて農作業を行うそうです。
山田 秀明議長	清水で作物を作ってそれを関東にトラックで配達しているということですか。その通り道にあるから作業をするということですね。
事務局	はい、そうです。今回は譲受人と、もう1人別の方から同じ日に今回の申請地の相談の電話がありまして、双方に同じ農地の相談が来ているので、譲渡人と話をして譲受人を1人に決めてくださいということでお願いし、今回の申請になりました。
榎本 忠幸委員	譲渡する方の許可なく申請はできないですね。
事務局	はい、できません。譲渡人と譲受人の2名で申請していただきます。今回は譲渡人が相談した人経由の話だったみたいです。どちらの方もやる気はある感じでし

た。

山田 秀明議長

ご意見ございますか。やる気があるということなので、承認ということによろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

第9号農地転用時事実確認についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第9号農地転用事実確認願についてです。

土地の所在が下多賀 登記田・現況その他、面積409㎡の内209㎡です。許可年月日が令和5年5月30日で、使用目的が自己住宅です。建築面積が62.93㎡、転用完了年月日が令和5年9月28日です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

松浦さんいかがですか。

松浦 忠委員

許可年月日の許可というのはこの内容で許可が出ているということですか。

山田 秀明議長

そうです。これについては409㎡の内209㎡ということで、筆が上下で2段になってまして、家を建てたのは上の段の209㎡ということになります。この状態で登記はできないので、分筆して登記ということになると思います。

小松久峰推進委員

農業委員会は分筆しなくても申請や許可はできるんですよね。

事務局

はい、そうです。今回も法務局で、分筆しないと受けれないといわれたそうです。

小松久峰推進委員

登記できないから、引っ越しができないということですね。

事務局

そうです。これの経緯ですが、最初は分筆して転用するという相談がありましたが、下の段は石垣で農地に入りにくいので道路からスロープを作ってくださいとお願いしたら、それはできないという回答だったので、それなら全体の409㎡で申請して、下の段は駐車場や庭にする計画にするよう依頼しましたが、使う予定がないからそれもできないという回答でした。内容を県に見てもらいましたが、下の段は何もしないので、409㎡の内209㎡に修正するよう指摘され今回の申請に至りましたが、登記の段階で分筆しなさいということになったそうです。

山田 秀明議長

今回の申請は問題ないので、承認ということによろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

第10号農地転用時事実確認についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第10号農地転用事実確認願についてです。

土地の所在が下多賀

地目が全て登記畑・現況道路、面積が上から53㎡、0.45㎡、7.85㎡で合計61.3㎡です。許可年月日が平成3年12月20日で、使用目的が宅地への進入路です。建築面積が61.3㎡、転用完了年月日は不詳ということです。その他が農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

議案11と関連があるから、一緒に説明してもらっていいですか。

事務局

議案第11号農地転用事実確認願についてです。

土地の所在が下多賀

地目がどちら

らも登記畑・現況宅地、面積が上から244㎡、162㎡で合計406㎡です。許可年月日が平成3年12月20日で、使用目的が住宅敷地です。建築面積が80.14㎡、転用完了年月日は平成5年7月15日です。その他が農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。写真右側の大きい建物が議案11の部分です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

議案10が道路部分で、議案11が建物部分になります。内容は問題ありませんので承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

第12号農業委員の辞職願についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第12号農業委員の辞職願についてです。農業委員の沢田修一委員より体調不良のため令和5年12月31日をもって辞職願が提出されています。今後の流れについては、ここで同意された後、市長の同意を経て辞職となります。該当部農会には、農業委員の推薦依頼をしておりますして新委員を推薦していただきましたので、議会で承認となれば新委員となりますが時期は1月頃になる予定です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

この議案は同意すればいいの。議会に上がるとか報告をするの。

事務局

これは同意だけです。市長に書類が上がります。

山田 秀明議長

新しい農業委員は議会へ報告するの。

事務局

議会の承認です。

山田 秀明議長

今言ったように、市長が任命しますが、議会の承認が必要になります。12月の議会で新しい委員さんが議案として上がるということです。質問はございませんか。同意ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
内容説明し委員に冊子配布
2. 農業委員会業務必携について
冊子配布
3. 農業振興地域地図について
内容説明し地図配布

議 長 山 田 秀 明

3 番 委 員 安 井 靖 雄

5 番 委 員 相 磯 恵 利 子

熱海市農業委員会

令和5年11月総会 議事録

1. 日 時	令和5年11月24日（金） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地転用事実確認について 2. 非農地証明申請について 3. 農地法第3条の規定による許可申請書について 4. 農地法第3条の規定による許可申請書について 5. 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 6. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。昨日、伊豆山神社の新嘗祭で行われた熱海地区の農産物の品評会に出席してきました。例年より審査の数は少なかったということでしたが、お客さんも多く来ていて、無事開催することができました。その中で農協の話がありまして、今年のみかんは夏が高温で雨量も少なかったため、糖度が高く品質が良いということでした。だいたいも品質が良いという話がありました。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号転用事実確認です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地転用事実確認願についてです。 土地の所在が伊豆山 登記畑・現況その他、面積355㎡です。許可年月日が令和3年6月22日で、使用目的が自己住宅です。建築面積が49.68㎡、転用完了年月日が令和5年9月20日です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長	これは令和3年の6月22日に5条申請の許可を受けたものです。そこに建物ができたということで転用事実確認願が出てきました。田中さんいかがですか。
田中公一推進委員	5ページの写真を見ていただくとわかると思いますが、建物が完成していて、奥側は耕作をしている感じではないですが、柑橘類をそのまま残しているという状態です。問題ないと思います。
山田 秀明議長	ちゃんと家が建ったということで、承認でよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案2号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、下多賀¹登記畑、現況宅地、面積が889㎡。が登記田、現況宅地、面積が198㎡です。耕作以外に供した年月日は宅地部分が、昭和43年12月10日、²雑種地部分は不詳、³も不詳ということです。耕作以外に供した理由は、⁴父が昭和43年に北側部分に住居を建築。その後南側部分を月極駐車場として使用した。⁵も父が月極駐車場として使用を開始。平成30年に相続し、現在までそのまま使用しているということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	西島さんいかがですか。
西島 壽雄委員	昔から駐車場と住居として使用しているところで、非農地のいうことで問題ないと思います。
山田 秀明議長	他に意見はございませんか。無ければ承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案3号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。土地の所在が泉元宮上分¹地目が登記・現況畑、面積が1,606㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が1,004㎡。譲受人が所有する機械の状況が、²耕運機1台、動力噴霧器1台、草刈り機1台です。作付け作物・作付面積が、柑橘・野菜で1,606㎡です。農作業に従事する者が、³69歳男性、職業会社

員、農作業経験40年、年間農作業従事日数が120日、臨時雇用労働力はなしです。自宅で無人販売を行い、収穫量が多い場合は農協に出荷するということです。住所地から車で2分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

3条申請も以前は10a以上という下限の面積がありましたが、今は下限の面積が撤廃されて、個人であれば面積に関係なく取得できるようになりました。尾崎さん現地確認してどうでしょうか。

尾崎隆英推進委員

写真を見てもらうとわかると思いますが、もう林になっていまして、ユンボを使って畑に戻すということでしたので問題ないと思います。

山田 秀明議長

写真を見ると畑には見えないけど、畑に戻してくれるということです。ほかにご意見ございませんか。無ければ承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

第4号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が泉元門川分

地目が登記・現況畑、面積が1,246㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が11,202㎡。譲受人が所有する機械の状況が、小型ユンボ1台、トラクター1台、草刈り機3台、動力噴霧器2台です。作付け作物・作付面積が、柑橘類・野菜で1,246㎡です。農作業に従事する者が、

73歳男性、職業農業、農作業経験53年、年間農作業従事日数が100日、臨時雇用労働力が収穫時に3～5人です。20～30年放任状態の農地であるため、当面はユンボを使っての竹や雑木の伐採・伐根を行い、農地の再生を進める。その後、環境にやさしい栽培方法の検討や、亜熱帯果樹の試験導入などにも取り組むということです。住所地から車で7分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制有、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

高橋さんいかがですか。

高橋 恒夫委員

先月3条申請が許可になった農地の隣も集積するということで、きれいになっていましたし、問題ないと思います。

安井 靖雄委員

写真にあるとおり、笹竹が伐採されているところです。農地の再生をしているところです。

山田 秀明議長	他にご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 5 号 5 条申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 土地の所在が 地目が登記・現況畑、面積が 1 8 3 m²です。転用の目的が駐車場、権利設定事由は譲受人が事業に使用する車両を、一時的に多く預かる場合の駐車場として利用したい。譲渡人が譲受人の事情を考慮し売却することです。工期が令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 3 1 日までです。面積が 1 8 3 m²です。権利の内容は所有権の移転です。その他が、農地の区分が第 3 種、農振の区分が区域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第 1 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	安井さんいかがですか。
安井 靖雄委員	私の案件で恐縮ですけれども、資料にも書いてありますが、車の台数が多いときに置く場所がないということで、相談がありまして、譲渡するということで申請を出させていただきました。この畑はずっと日当たりが悪くあまり使ってない場所です。以上です。
山田 秀明議長	他にご意見ございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 申請地の位置図について
事務局で出せる地図を委員が確認し、サポートシステムの地図を使うことで承認。
2. 農業委員・推進委員手帳について
手帳配布。
3. 研修資料について
研修資料配布。
4. 企業依頼案件について
内容を説明し、連絡先の調整。

5. 畑作業日程について

日程調整し、委員了承。

6. 歳末協同朝市について

日程等説明し、委員了承。

7. 新規就農希望者について

内容を説明、マッチングを依頼し、委員了承。

議 長 山 田 秀 明

6 番委員 松 浦 忠

7 番委員 西 島 壽 雄

熱海市農業委員会

令和5年12月総会 議事録

1. 日 時	令和5年12月25日（月） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 出席推進委員 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一 佐藤 瑞生 尾崎 隆英 田中 公一 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 農地転用事実確認について
 2. 非農地証明申請について
 3. 非農地証明申請について
 4. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 5. 非農地証明申請について
 6. 非農地証明申請について
 7. その他

5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は2番高橋さんと3番安井さんです。議案1号転用事実確認です。事務局説明お願いします。

事務局 議案第1号農地転用事実確認願についてです。
土地の所在が下多賀、登記畑・現況宅地、面積65㎡、下多賀
登記畑・現況宅地、面積139㎡です。許可年月日が昭和53年3月24日、使用目的が作業場、建築面積が60.43㎡です。転用完了年月日が不詳です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長	松浦さんいかがですか。
松浦 忠委員	宅地となっていました。畑の近くでよく通る場所ですが、かなり昔から現在のようになっていましたので問題ないと思います。
山田 秀明議長	かなり昔から作業場として使われていたということで、承認でよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案2号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、初島 登記・現況畑、233㎡、登記・現況畑146㎡、登記・現況畑、176㎡、登記・現況畑、223㎡、登記・現況畑、320㎡、登記・現況畑、152㎡、登記・現況畑、291㎡、登記・現況畑、203㎡で合計1,744㎡です。耕作以外に供した年月日は不詳。耕作以外に供した理由は、前所有者が亡くなったため不明。農地法所定の手続きをしなかった理由は、放置されていたためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	これについては、12日に私と安井委員と事務局で調査に行ってきました。状況については写真のとおりです。かなり前に所有者が亡くなって、現在の状況になっているということです。質問・ご意見ございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案3号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、泉元宮上分 登記畑・現況宅地、面積826㎡です。耕作以外に供した年月日は不明。耕作以外に供した理由は、昭和42年に売買により取得し5～6年ほど畑として使用していたが、耕作者が昭和48年に亡くなったため、現在まで放置することとなってしまった。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	高橋さんいかがですか。

現況は写真のとおり、荒れているからいいと思います。

ご意見等ございませんか。無いようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議案4号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が泉元門川分

登記・現況畑、1, 099㎡、登記・現況畑、39㎡、登記山林・現況畑、19㎡、泉元門川分
登記・現況畑、13, 847㎡、登記・現況畑、948㎡で合計15, 952㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が賃借で5, 617㎡です。譲受人が所有する機械の状況が、耕運機1台、刈払い機1台です。作付け作物・作付面積が、南高梅2, 500㎡、柑橘2, 500㎡、キウイ1, 500㎡、アボカド3, 000㎡です。農作業に従事する者が、45歳男性、職業農業、農作業経験1年8ヶ月、年間農作業従事日数が313日、臨時雇用労働力はなしです。アボカドは毎年45本程度定植を行い、4年後に180本を目指す。また、すべての作業を世帯員とともにに行い将来は6次産業化を目指していくということです。住所地から車で14分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地・白地、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

高橋さん現地確認してどうでしょうか。

5,000坪ぐらいある広い段々畑です。きれいになっていました。これからアボカドをやるということで、いいと思います。

アボカドは暖かくなくても大丈夫なんですか。

暖かい地区ですよ。メキシコとかキューバとか。もらった種から木になりました。

水がないところですけど、日当たりが良いので大丈夫だと思います。

ご意見ございませんか。無ければ承認ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議案5号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第5号、非農地証明申請についてです。議案4号の農地と一緒に売買されますが、道路ということで3条申請ではなく、非農地証明申請にしてもらいました。 土地の所在が、泉元門川分 登記畑・現況公衆用道路、24㎡、泉元門川分 登記畑・現況公衆用道路、160㎡、 登記畑・現況公衆用道路、25㎡、 登記畑・現況公衆用道路、216㎡で合計434・22㎡です。耕作以外に供した年月日は昭和41年ごろ。耕作以外に供した理由は、公衆用道路建設のため。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	これはもう道路になっているんですか。
事務局	はい。もうなっています。
山田 秀明議長	ご質問等ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	第6号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、網代 登記畑・現況宅地、127㎡です。耕作以外に供した年月日は昭和47年12月15日。耕作以外に供した理由は、父が取得した翌年に家屋を建築したが農地法所定の許可はなされていないようである。父はすでに亡くなっており、誰も事情を把握していない。農地法所定の手続きをしなかった理由は、相続により所有権移転を受けたが、農地法所定の手続きが必要な旨の認識がなかったためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	相磯さんいかがですか。
相磯 恵利子委員	家が建っていて、宅地になっていました。
山田 秀明議長	写真のとおり家が建っている状況です。ご意見等ございませんか。無ければ承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 畑作業について
日程調整し委員了承。
2. 歳末協同朝市の日程について
日程等を説明し委員了承。
3. 農薬の適正な取り扱いについて
内容説明し委員了承。
4. 農作物直売所で販売される農産物に関する農薬の適正使用及び
使用履歴の確認の徹底について
内容を説明し、委員了承。

議長 山田秀明

2番委員 高橋恒夫

3番委員 安井靖雄

熱海市農業委員会

令和6年1月総会 議事録

1. 日 時	令和6年1月25日（木） 午後4時00分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 佐藤 瑞生 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 農地法第3条の規定による許可申請書について 3. 農地転用事実確認について 4. 事業計画変更承認申請について 5. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 6. その他
5. 議 事	開始 午後4時00分 終了 午後5時00分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。沢田修一委員の辞任に伴い、1月1日付で沢田敏委員が就任いたしました。今回が初めての総会になりますので、一言ご挨拶をお願いします。
沢田 敏委員	（挨拶）
山田 秀明議長	よろしくお願いします。それでは始めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号非農地証明申請についてです。土地の所在が、下多賀 登記田・現況宅地、145㎡です。耕作以外に供した年月日は、昭和49年に倉庫兼作業所として転用許可を受け、平成3年ごろに建て替え。耕作以外に供した理由は、アパートを建築したため。農地法所定の手

続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

松浦さんいかがですか。

松浦 忠委員

申請どおり宅地となっていました。私の畑の近くでよく通りますが、かなり前から今の状態です。

山田 秀明議長

申請どおりということで承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案2号3条申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が下

多賀 登記・現況畑、702㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が賃借で0㎡です。譲受人が所有する機械の状況が、耕運機1台、刈払い機1台、噴霧器2台です。作付け作物・作付面積が、にんにく500㎡、柿200㎡です。農作業に従事する者が、76歳男性、職業無職、農作業経験40年、年間農作業従事日数が150日、臨時雇用労働力はなしです。黒にんにくを栽培し将来的には販売予定ということです。住所地から車で5分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。補足ですが、ずっと農業をやっていた場所が最近農地ではなかったことが分かったということで、農作業経験は40年ですが農地台帳は0㎡ということになります。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

実際には農業をやっているんだけど、台帳にはないということです。内容としては、新しく購入しにんにくと柿を栽培したいということです。小松さんいかがですか。

小松久峰推進委員

本線からは高い位置にありますが、手前の道路から軽トラも入れるので、経験者ですので十分耕作できると思います。

山田 秀明議長

ほかにご意見などございませんか。

松浦 忠委員

譲受人を知っていますが、昔からちゃんと農業をやっていたので大丈夫だと思います。

山田 秀明議長

それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 3 号転用事実確認です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号、転用事実確認願についてです。 土地の所在が下多賀 地目が登記畑・現況その他、面積 2 6 5 m²です。許可年月日が令和 4 年 8 月 1 8 日、使用目的が住宅、建築面積が 1 5 9 . 4 6 m²、転用完了年月日が令和 5 年 1 2 月 1 8 日です。その他が農地の区分が第 3 種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第 2 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	農地を買って住宅を建てるという 5 条許可を受けて、建てた後の確認の申請です。沢田さんいかがですか。
沢田 敏委員	ちゃんと住宅が建っていて問題ないと思います。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。承認ということによろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
小松久峰委員	議案 1 は転用事実確認を出さなかったからダメということですか。これを出さないと登記できないということですか。
事務局	そうです。
山田 秀明議長	議案 4 号事業計画変更承認申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号で変更して 5 号で転用の許可という形になりますので一緒に説明させていただきます。事業計画変更承認申請についてです。 土地の状況が、上多賀 地目が登記田・現況その他、面積 4 9 5 m²です。変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況が特になし、草刈り程度ということです。事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由が、平成 1 9 年に転用許可後に病気による手術をうけ闘病生活に加え、当時経営していたレストランの維持に手一杯で、工事に着手することができなかった。現在はレストランを手放し、経済的に厳しい状況が続いている。また、高齢のため今後も住宅を建築する見込みがありませんということです。変更後の工期が令和 6 年 2 月 2 0 日から 1 0 月 3 1 日まで。変更後の建築面積が住宅・駐車場・アプローチで合計 1 5 2 . 8 m²です。権利の内容が所有権の移転です。権利設定事由の譲受人が現在賃貸住宅に居住していますが、環境が良い申請地に住宅を新築し永住することを希望しているということです。その他が農地の区分が第 3 種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第 2 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長	5条申請で許可を受けたが、理由があって建てられなくなってしまったので、事業継承して譲り受けた方が転用の許可を受けるということです。ご意見はございますか。特に問題ないので議案4号、5号どちらも承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
長津一男推進委員	現況がその他となっていますが、その他って何ですか。
事務局	4条、5条、非農地などが対象になりますが、許可になった後に現況をその他に変えるんですが、その他にすると次に検索した時に字がピンク色になり何かある農地ということがわかるようになります。その後、税務課に報告するという手順になります。
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 北伊豆地区研修ついて
日程等説明し委員了承。
2. 能登半島地震義援金について
内容等説明し委員了承。
3. 令和6年度の農業委員会総会日程について
日程説明し委員了承。

議 長 山 田 秀 明

6 番委員 松 浦 忠

7 番委員 西 島 壽 雄

熱海市農業委員会

令和6年2月総会 議事録

1. 日 時	令和6年2月22日（木） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 非農地証明申請について 3. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は8番沢田さんと1番榎本さんです。議案1号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号非農地証明申請についてです。 土 地の所在が、下多賀 280㎡、 33㎡、 49㎡、 247㎡、地目は全て登記・現況畑です。耕作 以外に供した年月日は、平成19年ごろで、耕作以外に供した理由は、父が亡くなり耕作できなくなったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったということです。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	現地の状況ですが西島さんいかがですか。
西島 壽雄委員	お父さんが亡くなってから、何もしていないという状況で、現地は畑をできる状態ではありませんでした。
山田 秀明議長	墓地の裏山という感じになっていまして、車も入れないところで急傾斜な土地で

す。何か質問とかご意見はございますか。承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案 2 号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号非農地証明申請についてです。土
地の所在が、下多賀・地目が登記・現況畑、面積が 1, 1 2 7 m²、下
多賀 登記・現況畑、面積が 8 2 m²です。耕作以外に供した年月日は、
平成 2 1 年ごろで、耕作以外に供した理由は、父が亡くなり耕作できなくなったと
いうことです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかった
ということ。その他は農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内白地、宅造規
制あり、風致地区が第 2 種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお
願いします。

山田 秀明議長

こちら場所も同じところになります。こちらご質問がなければ承認というこ
とでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 農地法 3 条申請取下げについて
委員に内容を説明し了承。
2. 農地法 4 条申請許可取消について
委員に内容を説明し了承。
3. 利用状況調査について
委員に調査の仕方や日程を説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

8 番委員 沢 田 敏

1 番委員 榎 本 忠 幸

熱海市農業委員会

令和6年3月総会 議事録

1. 日 時	令和6年3月25日（月） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地転用事実確認について 2. 農地法第3条の規定による許可申請書について 3. 事業計画変更承認申請について 4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は2番高橋さんと3番安井さんです。議案1号農地転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、転用事実確認願についてです。 土地の所在が上多賀 地目が登記畑・現況宅地、面積99㎡です。許可年月日が昭和58年9月26日、使用目的が住宅、建築面積が41.39㎡、転用完了年月日が昭和59年4月15日です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	長津さん調査に行った状況はいかがですか。
長津一男推進委員	ちゃんと住宅が建っていて問題ないと思います。

山田 秀明議長	写真のように家が建っているのですが、問題はないと思いますが、ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 2 号農地法 3 条申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書についてです。 許可を受けようとする土地の状況が下多賀 地目が登記山林、現況畑、面積が 4 8 2 m²です。契約の内容が所有権の移転。所有する農地はなし。所有する機械の状況が草刈機 3 台所有、耕運機 1 台購入予定。作付け作物・面積が柑橘類 4 0 0 m²、ダイコン 3 0 m²です。農作業に従事するものが 職業が介護ヘルパー、農作業経験が 1 0 年、年間農作業従事日数が 1 5 0 日、臨時雇用労働力はなし。備考として自然農法の栽培講座やみかんの栽培講座に参加済ということです。住所地からの距離が車で 1 分です。その他は、農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内青地、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第 2 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	沢田さん調査に行った状況いかがですか。
沢田 敏委員	譲渡人が遠くに住んでいてなかなか管理ができないので、譲受人が管理をしていたという状況で、2 年ぐらいで周りもきれいになり問題ないと思います。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 3 号と 4 号は関連がありますので、併せて審議したいと思います。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号で変更して 5 号で転用の許可という形になりますので一緒に説明させていただきます。事業計画変更承認申請についてです。 土地の状況が、上多賀 地目が登記田・現況雑種地、面積 1 6 5 m²です。変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況が特になし、草刈り程度ということです。事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由が、昭和 5 3 年に父が転用許可を受けたが、工事に着手することなく亡くなってしまった。その後母が相続し造成工事までは行ったが建物建築前に亡くなってしまった。 年に数度手入れのために申請地に来ることも負担であるため手放したいということです。変更後の工期が令和 6 年 7 月 1 5 日から 1 1 月 3 0 日まで。変更後の建築面積が住宅・駐車場で合計 7 5 . 0 5 m²です。権利の内容が所有権の移転です。権利設定事由の譲受人

が温暖な気候の申請地に住居を新築し永住したいということです。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員

写真のとおり、駐車場があつて造成工事もしてあるのですぐに家が建つような状況です。譲受人はこっちに引っ越すんですか。

事務局

そうです。今所有していて住んでいる家は売却するそうです。

山田 秀明議長

ご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 農業新聞新規就農記事報告・関東農政局ホームページ新規就農記事について
記事を委員に紹介。
2. タブレット説明書について
委員に配布し内容説明。
3. 令和5年度会計監査について
監査報告し委員了承。

議 長 山 田 秀 明

2 番委員 高 橋 恒 夫

3 番委員 安 井 靖 雄